

## 日立市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による被害を受けた後に、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学する者又はそれらの者が市内において組織する団体をいう。
- (5) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律

第36号)第23条第1項に規定する団体をいう。)その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(7) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切かつ途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の充実に努めるものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性につい

ての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう、十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業者が犯罪被害者等になったときは、その就労に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

- 2 市は、前項に規定する相談並びに必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が生活を円滑に営むことができるよう、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 見舞金の給付等、経済的負担の軽減を図るための支援を行うこと。
- (2) 関係機関等との連携による心理的なケアの実施等、精神的な被害の早期の回復又は軽減を図るための支援を行うこと。
- (3) 従前の住居に居住することが困難となった場合における一時的な居住の安定を図るための支援を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な支援を行うこと。

(安全の確保)

第 8 条 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 9 条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第 10 条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第 11 条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。